

自動送金サービス利用規定

1. 払戻請求書・小切手の省略

指定預金口座の払出しにあたっては、当座勘定規定・普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または、預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。

2. 残高不足時の取扱

指定した送金日前日の指定口座最終残高（支払可能残高）が、送金額および取扱手数料の合計金額に満たないときは、私に通知することなく、その月の送金を取り止めても異議ありません。

3. 取扱手数料

取扱手数料については、送金の都度貴行所定の振込手数料＋自動送金サービス口座振替手数料を指定預金口座から引出し、上記1.と同様の処理をしてください。

4. 指定送金月に該当する送金日がない場合の送金

指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の月末営業日に送金してください。

5. 払出通知および振込金受取書の発行等省略

この取扱の都度、預金の払出通知および振込金受取書の発行等は省略されても差し支えありません。

6. 終了年月無期限の取扱

終了年月を無期限とした場合は、解約依頼書を提出するまで送金されても異議ありません。

7. 解除

この契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。

8. 免責

本サービスの取引に関して事故等が発生した場合、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任は負いません。

9. 規定の変更

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。なお、規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2021年5月1日現在